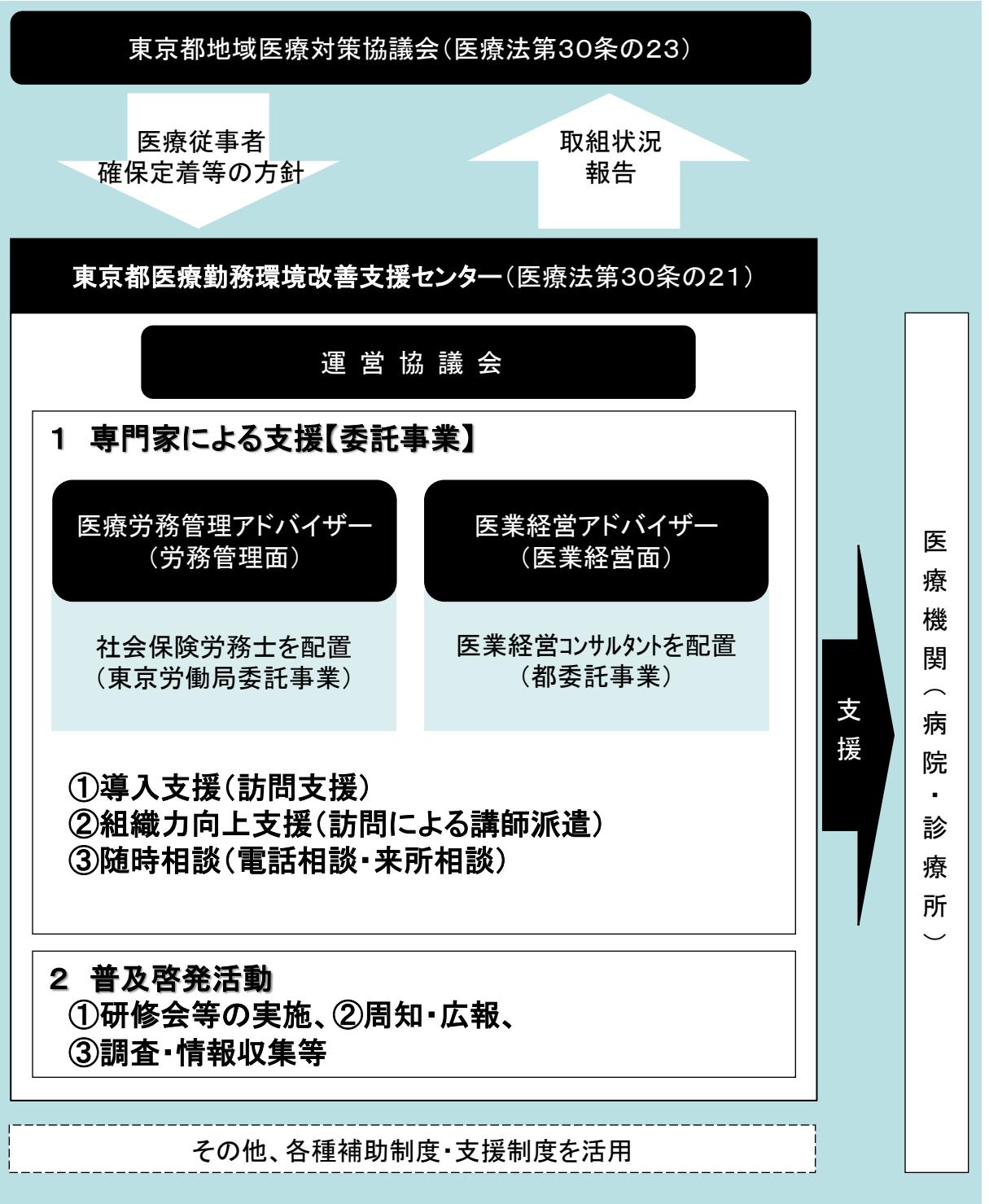


東京都医療勤務環境改善支援センターについて

医療法第30条の21第3項及び東京都医療勤務環境改善支援センター設置要綱に基づき、医療機関における勤務環境改善の促進を支援するため、その拠点として東京都医療勤務環境改善支援センターを設置する。当センターには専門のアドバイザーを配置し、医療機関に対するワンストップでの相談支援体制を構築。

(平成26年10月1日設置)

◎ センターの概要



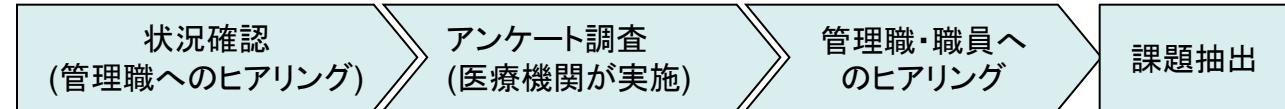
1 専門家による支援

資料5 その1~3参照

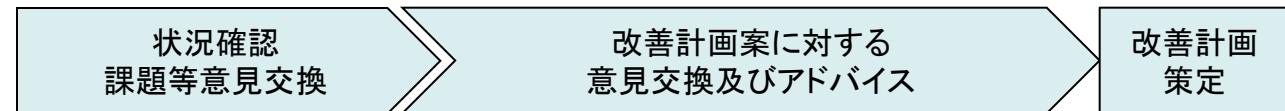
①導入支援(訪問支援)

希望する医療機関にアドバイザーが訪問し、以下の支援を実施

○ 現状分析・課題抽出支援(アンケートやヒアリングにより課題抽出までを支援)



○ 改善計画策定支援(専門的視点に基づき改善計画策定までを支援)



②組織力向上支援(研修講師派遣)

医療機関や医療関係団体において実施する研修会等にアドバイザーを講師として派遣

③随時相談(電話相談・来所相談)

平日午前9時30分から午後5時30分まで(祝祭日・年末年始を除く)

【労務管理面:医療労務管理アドバイザー(労働基準局予算)】

東京労働局が東京都社会保険労務士会に委託:社会保険労務士を配置

【医業経営面:医業経営アドバイザー(医政局予算)】

都が日本医業経営コンサルタント協会東京都支部に委託:医業経営コンサルタントを配置

2 普及啓発活動

資料5 その3参照

- 医療機関の取組事例の紹介や医療勤務環境改善に資する講演等を行う研修会(医療勤務環境改善セミナー)の開催 ※年2回のうち東京労働局、福祉保健局がそれぞれ企画
- ポスター、リーフレット等による周知広報活動
- 関係団体等での講演会
- 医療機関等に対する医療勤務環境改善に関する調査等の実施